

固定資産税の申告・減免のお知らせ

○償却資産の申告について

法人や個人で、工場や商店・農業などを営んでいる場合、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、減価償却の対象となる土地・家屋以外の事業用資産（構築物・機械・器具・備品など）は、償却資産として固定資産税の対象となり、地方税法第383条により申告が義務付けられています。

町内に償却資産を所有している人は、その資産の多少にかかわらず令和3年1月1日現在の所有資産について申告が必要となります。

ただし、以下の資産は固定資産税上、償却資産の対象となりません。

- ・軽自動車税の対象になるもの（乗用装置が取り付けられているもの）
- ・耐用年数1年未満の資産・取得価額が10万円未満の資産
- ・取得価額が20万円未満の資産で、3年間で一括して均等償却するもの（一括償却資産）

・課税対象となる償却資産の例

種類	課税対象となる償却資産の例
構築物	駐車場舗装、フェンス、ビニールハウス、ネオン、門、塀など
機械および装置	代掻きやフロントローダの取り外し可能部分、太陽光発電設備（※）など
車両および運搬具	大型特殊自動車（ホイールクレーン、タイヤローラーなど）
工具・器具および備品	事務用機器（パソコン、コピー機など）、エアコン、椅子、机、冷蔵庫、医療機器、理・美容業機器、看板など

※家屋の屋根や土地等に設置された太陽光発電設備は、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

設置者	申告が必要な場合
法人・個人（事業用）	発電量が10kw以上の場合
個人（住宅用）	10kw以上発電する太陽光圧電設備で余剰売電・全量売電の場合 10kw未満の発電量で全量売電の場合

- ・申告書の提出期限 令和3年2月1日（月）まで
※申告書の書き方等ご不明な点は、税務住民課までお問合せください。

○新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月から10月までの期間中に事業収入が減少した中小企業者・小規模事業者に対する令和3年度固定資産税の減免については別途申告が必要です。

【減免対象】

事業用家屋及び償却資産に対する令和3年度固定資産税（土地および事業用以外の家屋（建物）は対象外）

【申告までの流れ】

申告の前に、認定経営革新等支援機関等に確認書を発行していただく必要があります。
詳しくは、中小企業庁の相談窓口へ電話での問い合わせ、または、同庁ホームページでご確認ください。
中小企業庁 固定資産税等の軽減相談窓口 ☎ 0570-077322

受付時間：9:30～17:00（平日のみ）

問合せ・申告書提出先

山都町役場税務住民課 ☎ 72-1128
清和支所税務住民係 ☎ 82-2113 蘇陽支所税務住民係 ☎ 83-1113

わたしたちの人権 189

誰もが人間として生きていくうえで
侵すことのできない当然の権利
これが『人権』です



山都町人権旬間

12月1日～10日は、『山都町人権旬間』でした。今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点により、『人権を考える町民の集い』を開催することができませんでしたが、町民一人ひとりの人権意識の高揚を目指し、啓発活動を展開しましたので、一部ご紹介いたします。

○人権啓発ポスター展示会

11月25日～12月10日まで、役場本庁舎多目的ホールに、町内小・中学生の「人権啓発ポスター」応募作品（全44作品）を展示しました。今後は、12月28日から令和3年



1月14日（役場蘇陽支所エントランスホール）から1月19日（清和山村基幹集落センター）に展示し

ます。各施設の開館時間のみ公開となります。

また、応募作品の中から来年の人権啓発カレンダーに掲載する作品を選考します。作成したカレンダーは全戸配布しますので、そちらも是非お楽しみにお待ちください。

○人権啓発挨拶・人権作文放送

関係機関の人権啓発挨拶と、町立小・中学校及び矢部高校の代表児童・生徒13名の人権作文を本人の朗読により防災行政無線で放送しました。人権作文は、来月の広報やまとから連載します。

- 「連載予定」
- 1月号 矢部高校 普通科二年 寺崎 保乃香さん
 - 2月号 矢部高校 普通科一年 井上 栞那さん
 - 3月号 矢部中学校 三年 八本 真歩さん
 - 4月号 清和中学校 一年 渡邊 由萌乃さん
 - 5月号 蘇陽中学校 二年 鳥巢 美奈さん
 - 6月号 矢部中学校 一年 鳥井 太賀さん

人権相談のお知らせ

○人権擁護委員による人権相談

熊本地方法務局では、人権擁護委員による法務局での人権相談と電話による人権相談を実施されています。人権侵害を受けお困りのときはお気軽に相談ください。

【場所】熊本市中央区大江3丁目1番53号熊本地方法務局人権擁護課

【相談日】月曜日～金曜日

【受付時間】午前8時30分～午後5時15分（※祝日及び年末年始は除く）

○電話・インターネットの人権相談
ひとりで悩まず電話等で相談してください。

・みんなの人権110番
差別や虐待、パワーハラスメント

※掲載月を変更する場合がありますのでご了承ください。

- 7月号 潤徳小学校 六年 宮崎 光宙さん
- 8月号 清和小学校 五年 藤嶋 市華さん
- 9月号 蘇陽南小学校 五年 山本 哲義さん
- 10月号 矢部小学校 五年 新開 真帆さん
- 11月号 中島小学校 五年 山中 穂憲梨さん
- 12月号 矢部小学校 二年 古閑 玲煌さん
蘇陽小学校 一年 二宮 海菜さん

等々々々人権問題の相談 ☎ 0570-10031110
子どもの人権110番
いじめ、暴力、虐待、体罰等、子どもをめぐる様々な人権問題の相談 ☎ 0120-10071110
女性の権利ホットライン
家庭内の暴力、ストーカー被害、職場等のセクシャルハラスメント等、女性をめぐる様々な人権問題の相談 ☎ 0570-10701810
外国語人権相談ダイヤル
日本語を自由に話すことができない方からの人権相談 ☎ 0570-1090911

・インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp/>
相談フォームに必要事項を入力して送信されますと、あなたの住所を管轄する地方自治法務局に相談に関する情報が送信され、後日、メール、電話または面談により回答されます。

【電話相談日】月曜日～金曜日

【電話受付時間】午前8時30分～午後5時15分（※祝日及び年末年始は除く）

【相談担当者】人権擁護委員・法務局職員

※相談内容についての秘密は厳守されます。

※熊本地方法務局人権擁護課 ☎ 096-36412145